

平成 26 年 8 月 21 日

公益財団法人日本関税協会  
大阪支部事務局長 殿

大阪税関業務部  
管理課長 大 谷 敦 志

玉軸受等に対する報復関税の課税期間満了について

平素は税関行政に対しご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

アメリカ合衆国(プエルトリコを含む。)を原産地とする玉軸受等については、「玉軸受等に対して課する報復関税に関する政令(平成 17 年政令第 289 号)」に基づき、報復関税が課されてきたところですが、本年 8 月 31 日をもって課税期間が満了するため、本年 9 月 1 日からは、同国産の玉軸受等に対する報復関税は課されないこととなりますので、貴会会員の皆様に周知方よろしくお願いいたします。

不明な点がございましたら、業務部通関総括第 1 部門  
(06-6576-3313) までお問い合わせください。